



Title	平和維持活動（PK0）におけるオールジャパン・アプローチ —憲法9条の下での活動の効果を最大化するための取組—
Author(s)	今西, 靖治
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/72290
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (今西 靖治)

論文題名

平和維持活動 (PKO) におけるオールジャパン・アプローチ
— 憲法9条の下での活動の効果を最大化するための取組 —

論文内容の要旨

本稿は、国際連合（以下「国連」）の実施する平和維持活動（PKO）に対する日本の協力について論じる。考察される研究上の問題（リサーチ・クエスチョン）は、PKOへの自衛隊参加による日本政府の国際平和協力は、日本国憲法（以下「憲法」）9条の制約にも関わらず、どのように拡大してきたのか、というものである。

本稿を通じて検証される仮説は、日本のPKOへの協力は、オールジャパン・アプローチによって、憲法9条を維持しつつ、活動の効果を最大化している、というものである。ここでいうオールジャパン・アプローチとは、自衛隊や国際協力機構（JICA）、日本のNGOなど現場で活動するアクター、東京において政策の企画立案を行う外務省、防衛省、内閣府（国際平和協力本部事務局）など、多種多様な日本のアクターが組織を超えて連携することと定義し、このオールジャパン・アプローチがPKOへの協力活動の効果を最大化する上で重要であることを検証する。

本稿は第一部と第二部の二部から構成される。第一部は国連PKOの法的側面に焦点をあてた考察である。国連PKOへの日本の自衛隊参加のあり方について、国連憲章を含む国際法と憲法を含む国内法の側面とが交差する論点をはじめ、日本のPKO参加が直面する法的制約要因について論じることを目的にしている。

第1章では国連PKOを国際法的側面から考察する。いわば「国連からみたPKO」である。紛争終了後の停戦監視が主任務であった冷戦期の国連PKOが変容を遂げ、強制的な活動を行うようになった背景と強制性の内実を考察し、次いで強制性が国連PKOの活動原則（同意原則、不偏（公平）原則、自衛原則）の中でいかに再構成されたかについての分析がなされる。また、強制性を増したコンゴ民主共和国でのPKOにおける各国の反応や事務局の整理を踏まえて国連PKOの強制性が全体としては非強制的な活動の範囲に留まっている点を検証する。国連PKOは集団安全保障とは異なり主権国家の同意の下に行われる非強制的な活動である一方、暴力の脅威の下に晒される文民の保護のために現場ではPKO部隊が危険な状況でも武器使用をためらうことなく活動することが必要になっていることが明らかにされる。

第2章は国連PKOに対する日本の参加を国内法の側面から考察する。第1章との対比でいえば、「日本からみたPKO」である。1992年の国際平和協力法によってPKOへの自衛隊派遣が可能となったが、派遣される自衛隊部隊が憲法9条に反しないような仕組みとして法制定当初からPKO五原則が法律において規定された。この五原則に着目し、これまでの実績において、自衛における武器使用の問題、紛争当事者の当てはめの問題等において国連の活動原則と日本のPKO五原則が如何に乖離しているかについて分析することが第2章の主な目的である。次いで2015年の法改正の経緯と内容に着目し、国連の活動原則との乖離がある程度解決した一方、引き続き活動の制約要因が残っていることが明らかになる。

第3章は事例研究として、南スーダン共和国（以下「南スーダン」）の国連PKO（UNMISS : United Nations Mission in South Sudan）と日本の自衛隊参加を取り上げる。南スーダン共和国はスーダンの南北内戦を終結させる和平合意に基づいて2011年7月に独立を果たした。この新生国家の建設、国造りのために当初の任務（マンデート）が設計された国連PKOが、2013年12月の武力衝突を受けて如何に任務の変更を余儀なくされたかについて分析がなされる。自衛隊を派遣していた日本は、この武力衝突と治安状況の悪化によって施設部隊の活動の変更、突然の治安状況の悪化に伴う韓国軍への弾薬供与、国連部隊の輸送支援の要請等、様々な課題に直面した。これら課題に如何に日本が対応したか、更に2015年のPKO法改正を受けた駆け付け警護の任務付与について明らかにすることを通じ、国連PKOの抱える課題と日本の法制実務面の課題の双方について分析がなされる。第1章でみた国連活動原則の変容、また第2章でみた日本の五原則の微修正の双方の結果、引き続き日本のPKO参加に法的な制約要因が残っていることが明らかになる。

第二部では政策実務の側面に焦点をあて、オールジャパン・アプローチを考察の中核対象として論じる。第一部で明らかになった国連PKOへの参加に内在する法的制約を克服するアイデアとして、オールジャパン・アプローチが機能していることを明らかにすることが目的である。

第4章ではオールジャパン・アプローチの概要と課題として、同アプローチの進展の経緯、また同アプローチの制約

要因について論じる。まず、自然災害と人的紛争の双方における国際平和協力活動の類型を整理したうえで、日本の官民の様々なアクターが組織を超えて連携・協力するオールジャパン・アプローチの必要性がこれまでの様々な政策文書で指摘されてきたことを明らかにする。次いでオールジャパン・アプローチの制約要因として組織間の調整コスト、文民側の自制、限られた予算や流動的な世論について分析を行う。これらのうち予算と世論については促進要因としても捉えられるが、全体としてはオールジャパン・アプローチにとって制約要因が多いことが明らかにされる。

第5章では、日本政府の諸機関（アクター）に着目したオールジャパン・アプローチの分析を試みる。まずオールジャパン・アプローチにおけるPKOとODAの連携が促進された背景として、外務省、防衛省・自衛隊、援助当局（外務省国際協力局、JICA）からみた動機を分析する。また外交の観点からは、国連への協力を含めたグローバル外交の視点も考察される。アフリカを始め遠隔地での地域外交、国連へのグローバルな協力、自衛隊の安全確保と国造り支援への関心、ODA案件への自衛隊の貢献等、各アクターからみたオールジャパン・アプローチへの関心や動機が明らかになるとともに、オールジャパン・アプローチが正当化されるための条件や課題についても論じられる。動機が明らかになることにより、前章で分析されたオールジャパン・アプローチの制約要因がいかに克服されるかについて分析がなされる。

第6章は新しいオールジャパン・アプローチの形態として、国連PKOの早期展開支援を取り上げる。早期展開支援は南スーダンの事例研究で明らかになった国連PKOの課題に応えるものであり、現在の国連PKOの強制性の外縁でもある文民保護の要請にも対応していることを、国連PKOの新たなラモスホルタ・レポートを分析しつつ明らかにする。一方でこのプロジェクトは自衛隊の施設活動のノウハウを外務省の予算を通じて国連に供与することを目的としており、その点ではオールジャパン・アプローチの一環をなしている。こうしたオールジャパン・アプローチは、憲法9条の下での日本の制約要因を乗り越える機能を果たしていることが検証される。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (今 西 靖 治)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 教 授 中 嶋 啓 雄
	副 査 教 授 松 野 明 久
	副 査 准教授 湯 川 拓

論文審査の結果の要旨

この博士号請求論文は、日本国憲法第9条に規定された軍隊保持の禁止と戦争放棄が、国際連合の平和維持活動（PKO）に対する関係省庁の壁を越えた協力や国際協力機構（JICA）、さらには日本の非政府組織（NGO）との連携を通じた取組、いわゆるオールジャパン（AJ）アプローチに繋がり、それが一定程度の成果を挙げていることを説得的に論じている。なお、参考論文として、「国際平和協力におけるオールジャパン・アプローチ——PKOにおける自衛隊の役割とODAとの連携」『国際安全保障』43巻2号（2015年9月）が付されている。

論文の構成は序章、第一部（1～3章）、第二部（4～6章）、終章から成っている。第一部がAJアプローチをめぐる国内外の背景の説明、第二部はAJアプローチの実際の検証である。

まず、序章において問題意識、問題の所在と仮説が述べられた後、先行研究の整理がなされ、第1章では冷戦期から冷戦後にかけての国連PKOの性格の変容、具体的にはその強制性をめぐる議論が、主として国際法的な観点から綿密に検討されている。第2章では憲法9条と自衛隊のPKOとの関係が、法的、実際の運用の双方の側面から緻密に検証されている。自衛隊の国連PKOへの積極的参加という面から見れば、1992年PKO法において、PKO五原則が導入されたことは一つの前進であったが、前章で論じられたPKOの性格の変容のなかで、「国際標準」との乖離が意識されるようになった。その後、2015年PKO法の施行によって、いわゆる「駆け付け警護」や文民保護に対応できる安全確保業務の実施が可能となったが、内戦下の「破綻国家」等、「疑似国家」（R・H・ジャクソン）でどのように受入同意を安定的に維持するのか、課題が残っていることを指摘している。第3章は平和構築をも目的とした、強制性を持つPKOであった国連南スーダン共和国ミッション（USMIS）への新PKO法に基づく自衛隊派遣を事例として取り上げて、治安状況の劇的な変化が起こりうる脆弱な「準国家」における活動の法的、実務的な難しさを具体例に則して明らかにしている。

第二部では第4章がAJアプローチの概要と課題を、特に「民軍連携」やODAとの連携に焦点を当てて整理し、組織間の調整コスト、予算、世論といった制約要因と一連の政策文書におけるAJアプローチの必要性の共有に帰結した、いくつかの促進要因に光を当てている。第5章は遠隔地での地域外交、国連への協力、自衛隊の積極的活動への関心、ODA案件への自衛隊の協力等、AJアプローチにおける防衛省・自衛隊、外務省、担当当局（外務省国際協力局、JICA）といった主要なアクターの動機が、詳しく分析されている。第6章ではAJアプローチの新たな展開として、自衛隊の施設展開のノウハウを外務省が国連に供与し、それがアフリカにおける早期展開支援（ARDEC）への協力に繋がった事例を取り上げている。

最後の終章では、PKOの変容や種々の国内的な制約要因にもかかわらず、省庁の壁を越えて、また政府内外でAJアプローチが一つのアイデア、さらには規範として共有され、実行に移されてきたと結論づけられている。

本論文は冷戦後の日本外交を現場で体験してきた現役の外務官僚としての豊富な情報、知見を土台に、国連文書や政府公文書を綿密に検証し、国際法上の議論、政府内政治（官僚政治）、JICAやNGOとの連携といった政治過程を枠組みとしつつ、政府内外でAJアプローチが共有されるようになった経緯を明らかにして、学術的にも意義のある考察を行っている。論文執筆者が指摘する憲法9条の「制約」について、将来、さらに実証的な解明がなされるべきであるという憾みは残るが、政策的インプリケーションにも富んでおり、参考論文と併せて、審査委員会は一致して提出した論文は博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。